

桂川町結婚新生活支援事業

結婚新生活を始めるための費用を助成します♪

桂川町では、新婚世帯の新居の取得費用・家賃・引越し費用について1世帯当たり最大で60万円を補助します。

対象者

- ・令和3年3月6日～令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理されること。
- ・夫婦ともに桂川町に住民登録されており、夫婦の双方又は一方が新居に住民票を移していること。
- ・申請日から2年以上継続して居住する意思があること。
- ・**夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下**であること。
- ・**夫婦の所得の合計額が400万円未満**であること。
- ・申請日において、町税等の滞納がないこと。
- ・他の公的制度による住宅扶助や家賃補助を受けていないこと。
- ・過去にこの制度に基づく補助金等を受けたことがないこと。
- ・桂川町暴力団排除条例（平成22年桂川町条例第7号）に規定する暴力団員ではないこと。

対象経費

令和3年3月6日～令和4年2月28日までの間に支払った次の経費

- ・結婚を機に住宅を取得（購入）する際の費用
- ・結婚を機に新たに住宅を賃借する際の費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ・結婚を機に町内へ引っ越しをする際の費用（業者への支払代金）

申請期間

令和3年6月11日～令和4年3月4日

受付場所

企画財政課窓口（桂川町役場2階）

助成額

1世帯当たり上限60万円（千円未満切り捨て）

夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円、それ以外の世帯 上限30万円

必要書類

- ・桂川町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・住宅手当支給証明書（様式第2号）
- ・誓約書兼同意書（様式第3号）
- ・桂川町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第7号）
- ・婚姻届受理証明書又は婚姻後の夫婦どちらか一方の戸籍謄本
- ・夫婦の直近の所得証明書（前年度の1月2日以降に転入した場合）
- 前年度の1月2日以前に住民票があった市町村で証明を受けてください。
- ・物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書※賃貸の場合
- ・住居費及び引っ越し費用の領収書等の写し
- ・物件の売買契約書※住宅取得の場合
- ・世帯全員の滞納がないことを証明する書類（納税証明願）
- 前年度の1月2日以前に住民票があった市町村で証明を受けてください。
- ・貸与型奨励金の返還額がわかる書類の写し※貸与型奨励金の返済を行っている場合

問合せ先

桂川町役場企画財政課 企画広報係 電話：0948-65-1085